

議題 1 大島町地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正について

(改正理由)

令和 5 年 10 月 1 日に施行された道路運送法の改正により、従来、本町の「地域公共交通活性化協議会」で実施していた運賃協議については、独占禁止法上のカルテルに該当しないよう構成員等を限定し、別の協議会で協議を行う必要が生じました。本町では、令和 5 年 11 月 29 日開催の第 4 回活性化協議会において、要綱第 2 条第 1 項第 1 号を改正し対応しています。

このため、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃協議を行う場として別途「運賃協議会」を設置する必要がありますが、国土交通省地方運輸局作成の資料 1-2 「(運賃)協議会の進め方の例について」において、「地域公共交通会議の要綱に、運賃協議分科会や運賃協議 WG を位置付ける方法」が例示されていることから、本町においても、道路運送法第 9 条第 4 項に規定する協議会として、活性化協議会内に「運賃協議分科会」を設置できるよう、要綱を資料 1-1 のとおり改正することを提案します。